○農林水産省告示第九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町稲成字カイツ田四八二の一、四八三、四八四の一、四八四の三、四八四の四、四九三の一、四九三の三、四九三の一三、四九三の一五から四九三の一七まで、四九四の一、四九五の一、字サワ六七一の一から六七一の八まで、六七二の一、六七二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町中呂字タヤノ平一五三八の一・一五四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小坂町落合字中段二一三六の一、二一三七、二一三八、二一四一から二一四五まで、字上段二一九一から二一九三まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県沼田市利根町日向南郷字塚原甲四二三、乙四二三、丁四二三、多野郡神流町大字青梨字東ノ平乙四四、字初縄七〇、九九の二、吾妻郡東吾妻町大字小泉字前山一三八九の五、一三九〇の一、大字泉沢字八幡山一四五一、一四六七、一四六八、一四七一の一、一四七二の一、字歌ケ平一四七三、一四八〇、一五一〇から一五一二まで、一五二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚原甲四二三、乙四二三、丁四二三、字東ノ平乙四四、字初縄七〇、九九の二、字前山一三八九の五（次の図に示す部分に限る。）、一三九〇の一、字八幡山一四五一・一四六八・一四七一の一・一四七二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四六七、字歌ケ平一四七三・一四八〇・一五一〇から一五一二まで・一五二六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに沼田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町黒原字上へ入垣三二三の二、字一ノ谷三二五、三二七、三二八、三三〇の一から三三〇の一〇まで、三三〇の二〇、三三一から三三五まで、字山出三九三、四一〇の三、四一〇の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上へ入垣三二三の二（次の図に示す部分に限る。）、字一ノ谷三二五・三二七・三二八・三三〇の一・三三〇の二・三三〇の六・三三〇の七・三三〇の九・三三一から三三三まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字山出三九三・四一〇の三・四一〇の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市田路字カイジリ六七の四、六九の一、七〇、七二の一、七三、七三の一、七六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カイジリ六九の一・七〇・七二の一・七三・七三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県篠山市塩岡字七ツ谷一三から一八まで、八〇から八五まで、八〇の一、八三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字七ツ谷一三・一五・一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八三から八五まで、八三の一